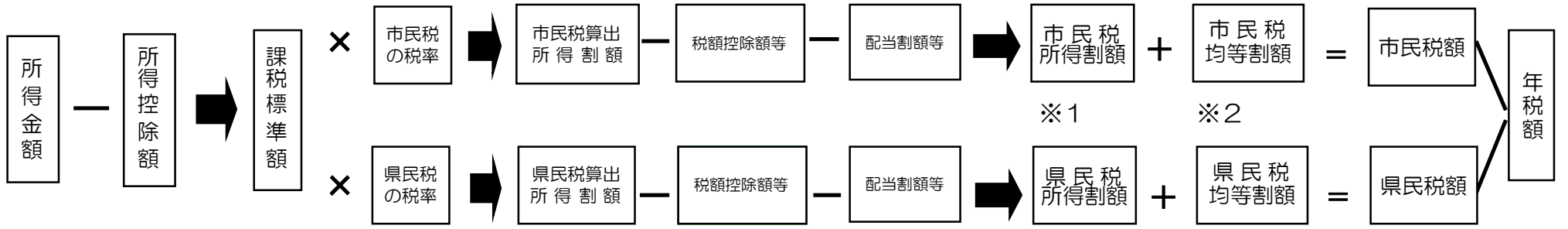


# 令和5年度課税計算説明

## 《市民税・県民税の計算方法》



※1 総所得金額等（※3）が「35万円×（1+扶養親族数）+42万円」で求められる金額（扶養親族がない場合は45万円）以下の場合には非課税

※2 合計所得金額（※4）が「32万円×（1+扶養親族数）+28.9万円」で求められる金額（扶養親族がない場合は42万円）以下の場合には非課税。  
（障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年合計所得135万円以下である場合も非課税）

※3 総所得金額等・・・特別控除適用前、繰越控除適用後の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額。

※4 合計所得金額・・・特別控除適用前、繰越控除適用前の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額。

## ○税率 所得割額

区分		市民税	県民税	
総所得		6.0%	4.0%	
分離譲渡所得	短期	一般分	5.4%	
		国等への譲渡分（軽減分）	3.0%	
	長期	一般分	3.0%	
		優良住宅地等分（特定分）	2,000万円以下の部分	2.4%
			2,000万円超の部分	3.0%
		居住用財産分（軽減分）	6,000万円以下の部分	2.4%
6,000万円超の部分	3.0%			
株式等の譲渡		3.0%	2.0%	
申告分離課税を選択した場合の配当所得		3.0%	2.0%	
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%	

## ○税率 均等割額

市民税 3,500円 県民税 2,000円

## ○所得控除額 ※年齢等については、令和4年12月31日の現況にて判定します。

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額	障害者控除	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 ※同居特別障害者の場合、上記の金額に230,000円加算
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用(セルフメディケーション)を選択する場合は、(特定一般用医薬品等購入費－1万2千円) (限度額8万8千円)	寡婦・ひとり親 勤労学生 控除	本人 寡婦・勤労学生 260,000円 ひとり親 300,000円
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払金額	配偶者控除	本人の合計所得金額により 一般 最高330,000円 老人(70歳以上) 最高380,000円
生命保険料控除	①旧一般生命保険料 (最高35,000円) ③新一般生命保険料 (最高28,000円) ②旧個人年金保険料 (最高35,000円) ④新個人年金保険料 (最高28,000円) ⑤介護医療保険料 (最高28,000円) ※○内の数字は控除限度額。ただし、複数ある場合は70,000円が限度額になります。	配偶者特別控除	本人及び配偶者の合計所得金額により最高330,000円まで
地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 ②旧長期損害保険料 最高10,000円 ※両方ある場合①+② 最高25,000円	扶養控除 (1人につき)	一般(16歳以上で特定、老人に該当しない年齢) 330,000円 特定(19歳以上23歳未満) 450,000円 老人(70歳以上) 380,000円 同居老親等 (納税義務者又はその配偶者の直系尊属の老人で、そのいずれかと同居の場合) 450,000円
基礎控除	合計所得金額により最高430,000円まで		